

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、持続的成長を実現し、事業活動を通じて社会に貢献するために、企業理念において、当社グループの一人ひとりが共有すべき方針と価値観を定め、効率的かつコンプライアンスを重視した健全な企業経営を推進するために企業組織を分権化し、分権化された各組織の独自性や多様性を認めつつ、公正で透明性の高いコーポレートガバナンス体制を整備、運用しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
コンセーユ・ティ・アイ株式会社	1,770,000	18.24
飯島秀幸	1,006,400	10.37
アクモスグループ社員持株会	289,100	2.98
J.P.モルガン証券株式会社	249,000	2.56
外池栄一郎	180,000	1.85
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	172,400	1.77
クレディ・スイス証券株式会社	169,900	1.75
資産管理サービス信託銀行株式会社	132,000	1.36
J.P. MORGAN BANK LUX EMBOURG S.A. 1300000 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	116,200	1.19
金子登志雄	96,000	0.98

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

コンセーユ・ティ・アイ株式会社 (非上場)

補足説明 更新

大株主の状況は、2020年6月30日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社には、支配株主に該当する株主は存在していません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

コンセーユ・ティ・アイ株式会社(非上場)は、「上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社」(親会社等)に該当いたします。
 (2 資本形成 [大株主の状況] 参照)
 (親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等の関係)
 当社は投資事業を営むコンセーユ・ティ・アイ株式会社の投資先という関係にあります。当社は、事業活動や経営戦略の決定について独自の意思決定を行っており、親会社等を含めた関連当事者との人的関係、資金関係、取引関係等は可能な限り行わない方針であります。
 (親会社との取引に関する事項)
 コンセーユ・ティ・アイ株式会社は、当社の代表取締役会長である飯島秀幸が同社代表取締役をつとめ、100%の議決権を所有しております。
 第29期(2019年7月1日から2020年6月30日まで)は取引は行っておりません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西山達男	他の会社の出身者											
板垣雄士	他の会社の出身者											
松尾恭志	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西山達男	○	○	----	西山達男氏は、金融機関及び民間企業における豊富な財務に関する経験・見識に基づく知識が、取締役会の透明性の向上及び監査監督の強化に繋がるものと判断し、社外取締役として選任しております。 同氏と当社との間には特別な利害関係はなく、また特定事業関係者でもない(上記a~kのいずれにも該当していない)ことから、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として選定いたしました。

板垣雄士	○	○	----	板垣雄士氏は、公認会計士として長年にわたり企業の会計監査に従事され、財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験を有しており、当社の取締役の一員として他の取締役の職務の執行を監査・監督していただくことにより取締役会の機能強化が期待できると判断したため、監査等委員である社外取締役として選任しております。 同氏と当社との間には特別な利害関係はなく、また特定事業関係者でもない(上記a～kのいずれにも該当していない)ことから、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として選定いたしました。
松尾恭志	○	○	----	松尾恭志氏は、民間企業で培った豊富な経験と知識を有しており、客観的かつ公正な立場から取締役会の職務遂行を監査していただけると判断したため、監査等委員である社外取締役として選任しております。 同氏と当社との間には特別な利害関係はなく、また特定事業関係者でもない(上記a～kのいずれにも該当していない)ことから、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として選定いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

現在は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は定めておりませんが、必要に応じ、内部監査室及び管理本部にて職務の補助を行っております。

なお、監査等委員会がその職務を補助すべき特定の使用人の設置が必要な場合には、監査等委員会がそれを指定できるものとしております。監査等委員会補助使用人として任命されたものは、監査等委員会の指揮命令の下に職務を行うものとし、取締役からの独立性を確保いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、監査の実施に際し必要に応じて内部監査室と随時協議し、情報を共有しております。また、内部監査室の実施する子会社の監査や監督業務について助言を行います。

監査等委員会が必要と認めた場合には、内部監査、外部監査に同行し、また、会計監査人による監査の実施期間中には、会計監査人と意見を交換し、会計監査人による監査報告会に出席するなど、会計監査人との連携の確保に努めております。

(会計監査人に関する情報)UHY東京監査法人(所在地 東京都品川区上大崎3-1-1 JR東急目黒ビル4F)

当社のグループ全体に関わる内部統制については、内部監査室が監査・監視しております。内部監査室は、会社事業の業務執行の運営状況に関する情報を収集し、監査等委員会、会計監査人、取締役と連携し、当社の各業務執行部門及びグループ会社の内部統制のモニタリングを行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	更新	あり
----------------------------	----	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

更新

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	2	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	2	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

指名・報酬委員会は、社外取締役2名および代表取締役会長1名で構成され、議長を社外取締役として、以下の事項を審議し取締役会に提言します。

- (1)取締役の指名に関する事項
- (2)取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬に関する事項
- (3)代表取締役の選定及び解職に関する事項
- (4)後継者育成計画に関する事項
- (5)前各号を決議するために必要な基本方針、規則及び手続等の制定、変更、廃止
- (6)その他、前各号に関して指名報酬委員会が必要と認めた事項

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	3 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
---------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

〔業績連動型報酬制度〕
2019年9月26日開催の第28回定時株主総会決議により、当社の業績向上の責務を担う業務執行取締役に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。
業績評価指標は、中期経営計画Ⅱ(2019/07～2022/06)の経営目標の一つとして挙げた連結営業利益率としております。
中期経営計画Ⅱ(2019/07～2022/06)の各事業年度の目標を達成した場合、取締役会において対象取締役への報酬額を決定いたします。

〔その他〕
役員累投制度を採用しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

イ. 事業報告においては、「2.会社の状況に関する事項、(3)会社役員に関する事項、3取締役の報酬等の総額」に、当事業年度中に支払った取締役報酬の総額を記載しております。

ロ. 有価証券報告書においては、「第一部 [企業情報]、第4 [提出会社の状況]、4. [コーポレート・ガバナンスの状況等]、(4) [役員の報酬等]」において、当事業年度中に支払った取締役報酬の総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

有価証券報告書において、「第一部 [企業情報]、第4 [提出会社の状況]、4. [コーポレート・ガバナンスの状況等]、(4) [役員の報酬等]、① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」において、報酬の決定に関する事項を記載しております。

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。役員報酬額につきましては、「役員報酬規程」において算定方法を定めております。役員報酬の限度額は2016年9月27日開催の第25期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額を年額1億6千万円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額4千万円以内と定めております。

当社定款の定めによる取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は8名以内であり、監査等委員である取締役は5名以内としております。取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の配分については、取締役会が指名報酬委員会に諮問し、株主総会で決議された役員報酬の限度額の範囲以内において、経営方針及び目標に対する達成状況、職務内容を総合的に勘案して指名報酬委員会の答申に基づき決定し、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会が審議の上決定しております。中期経営計画Ⅱの対象期間である第29期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）より3か年において、当社及び子会社の業務執行取締役に対し、業績目標達成へのインセンティブとして譲渡制限付株式の交付を予定しております。

【社外取締役のサポート体制】

当社の経営企画管理部及び内部監査室の社員が、社外取締役の職務執行の補佐を行っております。情報の伝達においては、監査等委員が会計監査人並びに内部監査室と定期的な情報交換や意見交換を行う等、緊密な相互連絡を取っております。社外取締役の職務執行に必要な資料については、経営企画管理部及び内部監査室が作成又は入手し、電子メールその他の方法により配布しております。監査等委員である社外取締役が必要と認めた場合、内部監査室は監査等委員である社外取締役の職務を補助いたします。その他、社外取締役が必要と認めた場合には、外部の専門家の支援を要請することができます。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（取締役会）

取締役会は、業務執行取締役4名、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）の合計8名で構成され、毎月1回以上開催し、業績、資金状況などの報告と経営の重要事項の審議・決議を行います。コンプライアンス重視の観点から、監査等委員である取締役として、公認会計士1名及び司法書士1名が就任しております。

（執行役員会）

執行役員会は、取締役会の下部組織として、執行役員会規程に基づき、当社の業務執行に責任を負っております。

（監査等委員会）

監査等委員である取締役は、法令、定款及び社内規程に定める取締役会決議事項の決定及び各取締役の職務執行の適法性・妥当性について監査・監督を行っております。

（経営会議）

取締役会へ付議、報告する内容の審議機関として常勤取締役2名及び社外取締役2名をメンバーとする「経営会議」を設置し、当社及びグループ会社の事業活動に関わる課題を討議、検討し、取締役会に議案として上程しております。

（指名報酬委員会）

代表取締役、取締役の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し、当社のコーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として設置されております。代表取締役会長及び取締役会の決議によって選任された取締役で構成され、社外取締役を過半数以上とする3名の委員で構成されております。

（監査）

監査等委員は、取締役会に出席し、必要な意見を述べるとともに、内部監査室や経営企画管理部から必要な情報を取得し、取締役の業務執行の監査・監督を実施する体制としております。

金融商品取引法及び会社法に基づく監査については、UHY東京監査法人与監査契約を締結しております。第29期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）においては、UHY東京監査法人に所属する公認会計士鹿目達也氏及び谷田修一氏により、会計監査業務が執行されました。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、その他3名であります。

なお、当社は、監査等委員である取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、会社法その他の法令が規定する金額を最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社へ移行し、「監査等委員である取締役」が取締役会における議決権を持ち、取締役会に対する監督機能を強化することで経営の透明性・適法性の向上を図ることができ、また、取締役会の適切な監督の下、業務執行権限の取締役への委任による意思決定及び業務執行の迅速化を通じて経営の機動性と効率化を図ることができると判断しております。企業価値のさらなる向上を目指してまいります。また、内部統制担当部門として内部監査室を設置し、当社グループの良好なコーポレート・ガバナンスを維持するための組織体制を整備し、経営環境の変化に適合した継続的な改善を行うことのできる統治機構を採用しております。コンプライアンスに関しては、総務人事部が担当しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知については、発送日前に当社ホームページに早期掲載しております。
その他	株主総会は平日の開催ですが、地方在住の株主様が出席しやすいよう午後の開催にしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページの「IRポリシー/免責事項」のページに掲載	
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページの「IRライブラリ」のページに掲載	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画管理部	
その他	・期末現在の株主様を対象とした小冊子「アクモス・ハイウェイ」を送付。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	IRポリシーを定めている
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IRポリシーを定めている

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(内部統制システムの整備の状況)

1. 基本的な考え方

当社及びグループ子会社は、下記の経営方針及び行動指針の下、すべての役員(取締役、監査役等)及び従業員(以下使用人とする)等の適正な職務執行のための体制を整備し、運用し、検証し、改善するという健全な内部統制の循環を保つことが、コーポレートガバナンス上の重要な責務であることを認識し、これを業務執行上の基本理念としております。

<経営理念>

私たちアクモスグループは、お客様に感動していただけるプロフェッショナルなサービスを提供いたします。

「プロフェッショナル」…「私たちの姿勢」を表現

私たちは、お客様のニーズの変化に柔軟に対応する力を培い、一人ひとりがプロフェッショナルとしての使命感を持ち、常にお客様の期待値を超える最適なサービスを提供します。

「感動」……………「私たちの心」を表現

私たちは、お客様の感動を一人ひとりの喜びとする心を持ち、アクモスグループのプロフェッショナルサービスを通じて、多くの感動を創出いたします。

<行動指針「ACMOS 5」>

行動指針「ACMOS 5」は、アクモスグループの構成員一人ひとりがお客様と強い信頼関係を築き、感動をともにするためにどのように行動するのかを明確にした基準です。

行動指針「ACMOS 5」

- ◆プロフェッショナルとして責任を最後まで全うします。
- ◆お客様や仲間と協力して強いチームを作ります。
- ◆正しいと思うことを愚直なまでに誠実にやり続けます。
- ◆創意工夫して新しいサービスを生み出します。
- ◆常に向上心をもって成長し続けます。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、当社及び当社子会社の役員及び使用人等が、定款、法令を遵守し、健全な企業経営を推進するため、内部統制を整備する。また、各種社内規程を整備するなど、業務プロセスにおける内部統制の基盤を整え、「整備－運用－検証－改善」という一連の循環により、健全な内部統制システムの維持、向上を図る。
- 2) 取締役及び使用人は、職務権限規程、業務分掌及び組織規程を遵守し、業務の能率的運営を図る。また、取締役は、使用人等に対しコンプライアンス重視の姿勢を率先して示し、法令遵守のための研修や教育の機会を確保するとともに、日常の業務執行上の指導を通じ使用人にコンプライアンスの重要性を周知徹底するよう努める。
- 3) 当社は、分権システムによる経営の健全性を維持するため、社外取締役を継続して選任し、分権システムの監督機能を確保する。選任された社外取締役は、独立した観点から取締役全員の職務執行状況を監督する。
- 4) 当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は、監査の方針及び計画を立案し取締役の職務執行の監査を行う。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書(電磁的記録を含む)については、ISMS(※1)情報セキュリティ基本方針及びその関連規程に定められたとおり、担当職務に応じて適切に保存管理を行う。取締役又は監査等委員会からの閲覧の要請があった場合、速やかに閲覧が可能な状態を維持する。

(※1) 情報セキュリティ・マネジメントシステムの略称

(3) 当社及び当社子会社の損失の危機の管理に関する規程その他体制

- 1) 取締役会は、リスク管理規程に基づき、当社の業務執行及び企業価値を阻害する危機に対処する。また、継続企業として事業活動を維持・発展させるため、リスク管理体制の構築を推進し、リスクの発生を未然に防止する。
- 2) 業務執行上のリスクに係る情報の収集・管理は、内部監査室が行い、代表取締役に対して報告を行う。代表取締役は、報告されたリスクについて対処方法を決定し、必要と認めた場合には、個々のリスクの内容に応じて管理責任者を定め、リスクの速やかな解消を図る。また、再発の可能性があるリスクについては、未然にリスクの発生を防止する体制を整える。
- 3) 大規模な災害の発生時など不測の事態が生じた場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡体制を整え、迅速かつ適時に適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、発生する損失を最小限に留める体制を整備する。
- 4) 当社子会社における損失の危機を回避するため、当社の取締役から1名以上が、子会社等の役員(取締役又は監査役)として就任する。就任した当該役員は、グループ会社マネジメント規程に則り、原則として子会社の取締役会に毎回出席(電話会議等代替的な出席方法を含む)するほか、子会社のその他の重要な会議に出席し、子会社の業務執行の監督を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会は、取締役会規程の各条項に従いその適切な運営を確保する。また、取締役会は、経営課題に速やかに取り組むため、意思決定の機動性確保の観点から少人数の取締役で構成する。取締役は、相互に職務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用し、助言を受けることができる。
- 2) 取締役会は、定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとする。また、取締役会は、当社の子会社の投融資計画や報酬等に関する重要事項を審議するため経営会議を定期的に開催し、経営会議はその審議の結果を当社の取締役会に答申する。
- 3) 取締役会の決定に基づく業務執行は、職務権限規程、業務分掌及び組織規程の定めに基づき実施し、業務を能率的に運営する。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社及び当社子会社は、個性豊かな専門性を持った企業集団を目指し、企業価値を最大化し、効率的かつコンプライアンスを重視した健全な企業経営を推進するため、経営組織を分権化し、各組織の独自性や多様性を認めることをコーポレートガバナンス上の基本方針としている。

- 2) 当社は、グループ全体に関わる内部統制については、内部監査室が監督する。内部監査室は、会社事業の業務執行の運営状況に関する情報を収集し、監査等委員会、会計監査人及び個々の取締役と連携し、子会社の内部統制のモニタリングを行う。
- 3) 当社グループの子会社等は、当社及びグループの他の会社との連携を保ちつつ、連邦経営のミッションの下、各社独自の経営理念を掲げ、業務執行を円滑に行うため、自社の規模、事業内容、専門性、利害関係者等の経営環境を踏まえた独自の分権システムを整備することを基本とする。
- 4) 当社子会社の適正な業務を確保するため、当社の取締役及び執行役員から1名以上が、子会社等の役員（取締役又は監査役）として就任する。就任した当該役員は、グループ会社マネジメント規程に則り、原則として子会社の取締役会に毎回出席（電話会議等代替的な出席方法を含む）するほか、子会社のその他の重要な会議に出席し、子会社の業務執行の監督を行う。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会が、職務上その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は、監査等委員会と協議の上、監査等委員会の意向を十分考慮し、当該職務を補助する監査等委員会補助使用人を任命する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査等委員会補助使用人の任命・異動については、監査等委員会の意見を得た上で実施する。監査等委員会補助使用人は、監査等委員会の指示があるまで監査等委員会の業務指示を専任して補助職務を遂行する。当社及び子会社は、監査等委員会補助使用人の評価を行うに当たり、監査等委員会から意見を尊重し、監査等委員会補助使用人について不利益な扱いを行わない。
- 2) 監査等委員会補助使用人として任命されたものは、監査等委員会の指揮命令の下に職務を行うものとし、取締役からの独立性を確保する。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 1) 当社及び子会社の取締役及び使用人等は、当社及び子会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を認識した場合には、直ちに監査等委員会に報告するものとする。
- 2) 監査等委員会は、いつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求め、当社及び子会社の重要な会議への出席の機会を確保できる。
- 3) 当社及び子会社は、使用人の立場にある使用人等が前述の報告を行った場合、当該使用人等に対し不利益な扱いを行わない。

(9) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会の職務の執行に必要と認められる費用の支出及び監査等委員会がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求があった際は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社は速やかに当該費用又は債務を処理する。また、必要に応じて外部の専門家を起用するために要する費用についても、同様に支払う。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査等委員会は、監査の実施に際し、必要に応じて内部監査室に協力を要請する。また、監査等委員会は、内部監査室の実施する子会社の監査や監督業務について助言を行うほか、監査等委員会が必要と認めた場合は、子会社の監査（内部・外部）に同行する。
- 2) 監査等委員会は、会計監査人との情報交換に努め、密接な連携を図る。また、その他必要性がある場合には、監査等委員会は、弁護士等外部の専門家の支援を要請できる。

2.整備状況等

当社は、グループ全体に関わる内部統制については、内部監査室が監督しております。内部監査室は、会社事業の業務執行の運営状況に関する情報を収集し、監査等委員会、会計監査人、取締役と連携し、当社の各業務執行部門及びグループ会社の内部統制のモニタリングを行っております。また、会社情報の適時開示に関する業務管理は、経営企画管理部において一元的に行い、総務人事部と協力して、当社グループの発生事実、決定事実、決算及び連結対象子会社に関する情報の開示に関し、適正な内部管理体制の整備並びに運用に努めております。

(内部監査及び監査等委員会監査の状況)

当社の内部監査体制は、内部監査室(2名)で構成されております。グループ全体に関わる内部統制については、内部監査室が監督しております。内部監査室は、会社事業の業務執行の運営状況に関する情報を収集し、監査等委員会、会計監査人、取締役と連携し、当社の各業務執行部門及びグループ会社の内部統制のモニタリングを行っております。コンプライアンスについては、総務人事部が担当し、法令その他の規則の遵守に関する教育と監督を行っております。

内部監査の結果は、監査等委員会及び取締役会に報告するとともに、被監査部門に対しても必要な助言を行ない、内部統制の有効性を高めております。

当社の監査等委員会は4名（うち社外取締役3名）で構成されております。監査等委員会は、監査の実施に際し必要に応じて内部監査室に協力を要請するとともに、内部監査室の実施する子会社の監査や監督業務について助言を行っております。

監査等委員会が必要と認めた場合には、内部監査、外部監査に同行し、また、会計監査人による監査の実施期間中には、会計監査人と意見を交換し、会計監査人による監査報告会に出席するなど、会計監査人との連携の確保に努めております。

なお、社外取締役（監査等委員）である板垣雄士氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(取締役の定数)

当社は定款にて取締役（監査等委員である取締役を除く）を8名以内としております。

当社の監査等委員である取締役は5名以内としております。

(取締役の選解任の決議要件)

当社は、取締役の選任決議については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

また、当社の取締役の解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その3分の2以上をもって行うこととしております。

(会計監査の状況)

会計監査については、UHY東京監査法人与監査契約を締結しており、通常の会計監査を受けるとともに、重要な会計的課題についても随時相談・検討を実施しております。
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、UHY東京監査法人の鹿目達也氏及び谷田修一氏であり、公正普遍な立場から監査を受けております。
継続監査年数については、いずれの社員も7年以内であります。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、その他3名であります。

(社外取締役の状況)

当社は、社外取締役3名を選任しております。社外取締役は、幅広い経験と豊富な見識等に基づき、客観的な視点から経営を監視し、経営の透明性を高める重要な役割を担っております。社外取締役の西山達男氏は金融機関での勤務経験から、豊富な知見・知識を有し、社外取締役として適切に職務を遂行できると判断しております。社外取締役の板垣雄士氏は公認会計士としての経験から、豊富な知見・知識を有し、社外取締役として適切に職務を遂行できると判断しております。また、社外取締役の松尾恭志氏は民間企業で培った豊富な経験と知識を有しており、社外取締役として適切に職務を遂行できると判断しております。社外取締役2名は、定期的に開催される経営会議に出席し、取締役との意見及び情報の交換を行っております。

なお、当社は諸氏について株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行っております。

コーポレート・ガバナンスの観点から、社外役員の人選は妥当なものであると当社は考えており、今後も現状を継続してゆく基本方針であります。

(社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係)

当社では、すべての社外取締役を監査等委員である取締役としており、社外取締役による監督と内部監査及び会計監査との相互連携並びに内部監査室との関係については、本報告書「IV-1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況(内部統制システムの整備の状況) 2.整備状況等 (内部監査及び監査等委員会監査の状況)」に記載のとおりであります。

(株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項)

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項について法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、定めることが出来る旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(株主総会の特別決議事項)

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

3.リスク管理体制の整備の状況

取締役会は、当社の業務執行及び企業価値を阻害する危機に対処するため、リスク管理規程を制定し、継続企業として企業活動を維持・発展させるため、リスク管理体制の構築を推進し、リスクの発生を未然に防止いたします。業務執行上のリスクに係る情報の収集・管理は、内部監査室が行い、代表取締役に対して報告を行い、報告を受けた代表取締役は、報告されたリスクについて対処方法を決定し、必要と認めた場合には、個々のリスクの内容に応じて管理責任者を定め、リスクの速やかな解消を図ります。また、再発の可能性があるリスクについては、未然にリスクの発生を防止するよう努めております。

(情報セキュリティ体制の整備について)

情報セキュリティガバナンスについては、当社及びグループ全体の情報セキュリティ及び個人情報保護の成熟度を向上するために、マネジメントシステムとセキュリティ管理策の有効性を継続的に改善し、当社とグループ各社が連携して「SMS適合性評価制度」、「プライバシーマーク」等の認証取得についても各社事業における必要性に合わせ、情報の提供や取得の支援を推進しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

◆ 反社会的勢力に対する基本方針

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、事業活動を通じ社会に貢献する企業として、反社会的勢力を社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な事業活動及び経済・社会の発展を阻害するものと位置づけ、これらの反社会的勢力とは、経済的な利益の供与を含む一切の関係を持たないことを基本方針とする。

(2) 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

1) 対応統括部署

総務人事部を対応統括部署とし、反社会的勢力排除に対応する。

2) 外部専門機関との連携

各拠点の所轄警察署及び官庁並びに弁護士などの外部専門機関と綿密に連携を図る。

3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理

総務人事部を窓口とし、反社会的勢力に関する情報収集に努め、一元管理を行なう。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2005年7月22日開催の臨時株主総会の決議により定款の一部変更を行いました。そのうち発行する株式の総数(会社法 発行可能株式総数)及び取締役の員数の変更については、買収防衛策としての側面も念頭に置いて変更を行ったものであります。その他の買収防衛策については、該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(適時開示体制の概要)

1 IRポリシー

当社は、会社情報の適時開示を含むIR情報については、当社の定めるIRポリシーに基づき提供を行っております。

(1)基本的な考え方

当社は、IR(インベスター・リレーションズ)活動を通じて、投資者、株主、アナリスト等の情報の利用者に対して投資判断に必要な情報を適時開示(タイムリー・ディスクロージャー)し、全ての情報の利用者に公平かつ継続的に情報を提供することによりインサイダー取引等の発生を防止し、当社と情報の利用者との相互理解を深めるとともに証券市場において正当な評価を得られるよう努めます。

(2)「適時開示規則」の遵守

当社は、IR活動の実施にあたって株式会社東京証券取引所の定める適時開示に関する規程・規則(いわゆる「適時開示規則」)により重要性を判断いたします。

(3)「12時間ルール」への対応

当社は、金融商品取引法施行令第30条第1項第2号に定める方法により、TDnet(適時開示情報伝達システム)を通じて公表した重要事実に関連する情報を当社のホームページにおいて開示する場合には、ホームページ掲載時に「適時開示」と表示し、「適時開示情報閲覧サービス」における開示時刻を記し、インサイダー取引の未然防止に努めます。

(4)個別の問い合わせ・取材等への対応

当社は、株主等からの個別の問い合わせや報道機関からの個別の取材に対応する場合には、既に公表済みであるか、周知の事実となっている事柄、一般的な経営環境等に関する言及のみに限っております。

2 会社情報の適時開示にかかる当社の体制

当社では、IRポリシーの(2)に定めるとおり「適時開示規則」に基づいて、当社および当社グループ各社の決定事実および発生事実についての適時開示の要否を判断しております。

当社は、事業持株会社であり、事業種類別セグメント情報に記載される各事業は当社および子会社によって運営されております。当社においては、グループサポート室及び経営企画管理部が各部門と緊密に連携し、情報収集を行うとともに、経営企画管理部長が取締役会および執行役員会等に出席し、適時開示が必要な事項の情報を確認しております。

また、子会社に対しては、「グループ会社管理規程」を「適時開示規則」に基づいて定め、子会社の代表取締役等に配布し、子会社に関連して適時開示が必要とされる事項を明確にしております。これらの事項に該当する項目が発生した場合、もしくは該当事項の決定が予測できる場合には、すみやかに当社の経営企画室管理部(情報開示担当役員の場合も有)に通知する旨を定めております。情報を収集し、または通知を受けた経営企画管理部の情報開示担当者は、経営企画管理部長に直ちに報告します。経営企画管理部長は、報告を受けた内容を検討するとともに、「適時開示規則」に基づきその重要性を判断し、場合によっては、株式会社東京証券取引所の助言を得て、会社情報の適時開示の要否を決定いたします。取締役会等の機関決定を要する重要事項については、情報開示担当役員は取締役会等に上程し、取締役会等は、内容を吟味し、重要事項に関する承認または決議を行います。

会社情報の適時開示が必要であると判断された事項、取締役会等の機関において承認または決議された重要事項について、情報開示担当役員は経営企画管理部にすみやかな適時開示を指示し、経営企画管理部により開示の手続きが取られます。

適時開示が終了した事項について経営企画管理部は、経営企画管理部長に報告および資料を提出し、経営企画管理部長の確認後、掲載準備が整い次第当社のホームページへの掲載を行います。

